第一章第三節中第十七条の前に次の一条を加える。

（災害等による掛金の納付の特例）

第十六条の二　災害その他やむを得ない理由により事業主が法第二十一条第一項の規定により翌月末日までに資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する事業主掛金（同日までに納付されていないものに限る。）については、事業主は、当該理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までに資産管理機関に納付することができるものとする。

2　災害その他やむを得ない理由により企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者が法第二十一条の二第一項の規定により翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する企業型年金加入者掛金（同日までに納付されていないものに限る。）については、企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、当該理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までに事業主を介して資産管理機関に納付することができるものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の二第一項の規定は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定によりこの省令の施行の日の属する月の前月の末日までに納付するものとされていた事業主掛金についても適用し、新規則第十六条の二第二項の規定は、同法第二十一条の二第一項の規定により同日までに納付するものとされていた企業型年金加入者掛金についても適用する。

告示

○内閣府告示第百六十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表食品安全委員会事務局の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進委員会事務局	成年後見制度利用促進委員会事務局長

附　則

この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。

○内閣府告示第百六十七号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表食品安全委員会事務局の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進委員会事務局	成年後見制度利用促進委員会事務局長

附　則

この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の施行の日（平成二十八年五月十三日）から施行する。

○総務省告示第二百六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十一日

総務大臣　山本　早苗

一　名称	平成二十八年度豪州における米豪軍との実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間	平成二十八年五月十三日から平成二十八年六月四日まで
三　派遣人数（概数）	五十五人程度
四　派遣地域	オーストラリア連邦クイーンズランド州

○総務省告示第二百七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十八年五月十二日

総務大臣　山本　早苗

名称	日本共産党本部周辺地域
期間	平成二十八年五月十七日から平成二十九年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区 千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第二百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年五月十一日

法務大臣　岩城　光英

住所　名古屋市中川区山王２丁目３番Ｎ－607号
王勝文　昭和55年１月26日生

住所　東京都大田区大森西３丁目12番30号
チャン・トク・フォン　昭和52年８月28日生

住所　広島市安佐北区可部７丁目12番11－804号
王玥　平成元年12月29日生

住所　大阪市中央区南新町１丁目３番６－1103号
彭璋銘　昭和61年７月９日生

住所　京都市左京区岡崎円勝寺町91番地
王茂治　昭和52年４月18日生

住所　福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲29番地１
王海明　昭和56年12月21日生

孫顔　昭和57年５月３日生
王子駿　平成26年５月７日生

住所　神戸市灘区城の下通３丁目８番25号
黄寧美　昭和40年10月２日生

陳暖人　平成４年８月15日生

住所　栃木県鹿沼市上南摩町193番地30
朱玉叶　昭和42年11月11日生

住所　群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1528番地１
ジルバニア・デ・オリベイラ・スズキ　昭和48年５月19日生

ブルーノ・エンリケ・スズキ　平成３年１月28日生

イザドラ・デ・オリベイラ・スズキ　平成５年12月22日生

ルイズ・グスタボ・スズキ　平成８年11月10日生

住所　福岡県宗像市土穴４丁目10番３－Ｄ号
櫨正赫　平成元年２月５日生

住所　福岡市博多区上牟田３丁目２番12－114号
金順子　昭和26年２月11日生

住所　東京都港区芝浦４丁目20番２－2401号
エイデン・イヴネシャス・ショー・スタンフォード　平成26年７月10日生

住所　熊本市北区楠３丁目１番５－514号
ジャメス・マルティネス・イケベ　平成３年２月19日生

住所　北九州市八幡西区浅川学園台３丁目12番４号
李影　昭和55年４月16日生

住所　新潟市東区長者町16番６号
李相吾　昭和31年10月８日生

住所　沖縄県那覇市松川３丁目15番54号
金洋美　昭和51年10月14日生

住所　横浜市中区山下町58番地
吳京錫　昭和61年５月９日生

住所　横浜市鶴見区駒岡４丁目１番34号
成楽元　昭和28年２月１日生

安洋子　昭和29年３月22日生

成京子　昭和56年９月22日生

住所　横浜市青葉区美しが丘２丁目10番地３
カルロス・アドリアン・ガリタ・パラシオス
昭和41年６月25日生